

# 奈良市公報

号外第18号

平成19年8月24日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 規則

○奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	1
<b>告 示</b>	
○急性灰白髄炎予防接種の実施	1
○放置自転車等の保管	2
○開発行為に関する工事の完了	2
○都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧	2
○都市計画道路事業の事業計画の認可	2
○放置自転車等の保管	3
○住民票の職権消除	3
○放置自転車等の保管	3
○生活保護法の規定による施術者の指定	3
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	3
○放置自転車等の保管(2件)	4
○予防接種の実施の一部改正(2件)	4
○開発行為に関する工事の完了	4
○奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示	4
○放置自転車等の保管	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○道路の位置指定	5
○放置自転車等の保管(2件)	5
○介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定	5
○放置自動車の処分等	6
○なら工藝館の臨時休館	6
○道路の位置指定	6
○障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	6
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定(3件)	7
<b>訓 令 甲</b>	
○奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令	8
<b>公 平 委 員 会</b>	
○奈良市公平委員会処務規則等の一部を改正する規則	8
○奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8
<b>教 育 委 員 会</b>	
○定例教育委員会の開催	8

### 正 誤

○正誤表	9
------	---

## 規則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月26日

奈良市長 藤原昭

### 奈良市規則第59号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第67条第2項中「重要施策」を「市政運営に係る総合的な調整並びに重要施策の企画及び遂行に係る事務」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年4月26日掲示済)

## 告 示

### 奈良市告示第238号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告します。

平成19年4月16日

奈良市長 藤原昭

### 1 予防接種の対象者の範囲

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

### 2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

### 3 接種不適当者

(1) 下痢が治癒していない者

(2) 明らかな発熱(37.5°C以上)を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者

(5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

### 4 接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者	
(3) けいれんの既往のある者	
(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者	
(5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者	
5 料金	
無料	
6 その他	
不明な点については、健康増進課に問い合わせてください。	
別紙省略	

(平成19年4月16日掲示済)

**奈良市告示第239号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月16日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成19年4月16日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 

ア 移動費 自転車	2,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課  
電話0742-34-1111代表

(平成19年4月16日掲示済)

**奈良市告示第240号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年4月16日

奈良市長 藤原昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成18年7月13日 奈良市指令都整開 第06A-19号  
平成19年3月16日 奈良市指令都整開 第06A-19-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成19年4月16日 第1048号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市中登美ヶ丘三丁目15番地の1、15番地の2の一部、15番地の3の一部、15番地の4、15番地の5及び15番地の6の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良県大和高田市東中127  
学校法人 奈良学園  
理事長 伊瀬哲也

(平成19年4月16日掲示済)

**奈良市告示第241号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設設計画）道路事業7・4・100三条線（三条工区）の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成19年4月16日

奈良市長 藤原昭

- 縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市建設部道路室道路建設課

(平成19年4月16日掲示済)

**奈良市告示第242号**

平成19年4月6日付け奈良県告示第23号をもって大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設設計画）道路事業7・4・100三条線（三条工区）の事業計画の認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告します。

平成19年4月16日

奈良市長 藤原昭

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設設計画）道路事業7・4・100三条線（三条工区）
- 2 施工者の名称

奈良市

## 3 事務所の名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市建設部道路室道路建設課

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

奈良市三条町、下三条町、油阪地方町、及び今辻子  
町地内

## (2) 使用の部分

なし

(平成19年4月16日掲示済)

## 奈良市告示第243号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月17日

奈良市長 藤原昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成19年4月17日

## 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年4月17日掲示済)

## 奈良市告示第244号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同條第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があったことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成19年4月18日

奈良市長 藤原昭

住所	氏名	処分年月日
奈良市学園朝日元町 一丁目515番地の2	加藤 智久	平成19年4月13日

(平成19年4月18日掲示済)

## 奈良市告示第245号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月18日

奈良市長 藤原昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成19年4月18日

## 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年4月18日掲示済)

## 奈良市告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年4月18日

奈良市長 藤原昭

指定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	
大山 利彦	柔道整復	平成19年3月30日
たかま鍼灸整骨院（大山 利彦）	奈良市高天市町1-1井上ビル1F	
神橋 勝俊	柔道整復	平成19年4月17日
神殿鍼灸整骨院（田尾 幸雄、 神橋 勝俊）	奈良市神殿町29 7-2 シティーコート広芝305	

(平成19年4月18日掲示済)

## 奈良市告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年4月18日

奈良市長 藤原昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大山 利彦		はり・きゅう	平成19年3月30日
たかま鍼灸整骨院(大山 利彦)	奈良市高天市町1-1井上ビル1F		

(平成19年4月18日掲示済)

**奈良市告示第248号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月19日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成19年4月19日

## 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年4月19日掲示済)

**奈良市告示第249号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月20日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成19年4月20日

## 3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年4月20日掲示済)

**奈良市告示第250号**

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年4月23日

奈良市長 藤原 昭

次のように省略

(平成19年4月23日掲示済)

**奈良市告示第251号**

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年4月23日

奈良市長 藤原 昭

次のように省略

(平成19年4月23日掲示済)

**奈良市告示第252号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年4月23日

奈良市長 藤原 昭

## 1 許可の年月日及び番号

平成19年4月12日 奈良市指令都整開 第07A-1号

## 2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年4月23日 第1049号

## 3 開発区域に含まれる地域

奈良市白毫寺町570番地の1、570番地の6、570番地の9、570番地の12、570番地の14及び570番地の15

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市白毫寺町570番地の12 山本 政彦

奈良市白毫寺町570番地の12 山本 純男

奈良市南紀寺町三丁目316番地の1

紀寺ハイムB-402号 植村 佳史

(平成19年4月23日掲示済)

**奈良市告示第253号**

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年4月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱の一部を改正する告示

奈良市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱（平成14年奈良市告示第401号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民生活部担当助役」を「副市長」に改める。

第6条第2項第4号を次のように改める。

## (4) 情報公開課長

第6条第6項中「市民生活部市民課」を「市民課」に改める。

## 附 則

この告示は、平成19年4月23日から施行する。

(平成19年4月23日掲示済)

## 奈良市告示第254号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月23日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成19年4月23日

## 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年4月23日掲示済)

## 奈良市告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年4月24日

奈良市長 藤原 昭

## 1 許可の年月日及び番号

平成19年3月2日 奈良市指令都整開 第06A-51号

## 2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年4月24日 第1050号

## 3 開発区域に含まれる地域

奈良市田中町238番地の3

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市田中町46-1 小島 晴彦

(平成19年4月24日掲示済)

## 奈良市告示第256号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年4月24日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市中山町西三丁目356番地3	
申請者氏名	株式会社ヒガワコーポレーション 代表取締役 新垣 弘明	
道路の位置	奈良市法蓮町328番地の6の一部	

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100048	奈良市中登美ヶ丘三丁目13番2	小規模多機能型居宅介護アップル	奈良市中登美ヶ丘四丁目3番	医療法人北寿会 理事長 北神 敬司	平成19年5月1日

道路の幅員	最大4.0m 最小4.0m
道路の延長	16.18m
指定年月日	平成19年4月24日
指定番号	第18024号

(平成19年4月24日掲示済)

## 奈良市告示第257号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月24日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成19年4月24日

## 3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年4月24日掲示済)

## 奈良市告示第258号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月25日

奈良市長 藤原 昭

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成19年4月25日

## 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年4月25日掲示済)

## 奈良市告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の10の規定により公示します。

平成19年4月25日

奈良市長 藤原 昭

(平成19年4月25日掲示済)

**奈良市告示第260号**

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成19年4月25日

奈良市長 藤原昭

## 1 放置場所

1号 物件	奈良市山町地内（市道南部第478号線上）
----------	----------------------

## 2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号 物件	トヨタ	クレスタ	普通自動車	黒	不明	不明

## 3 処分年月日

平成19年5月9日

## 4 処分等の内容

廃棄処分

## 5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成19年4月25日掲示済)

**奈良市告示第261号**

なら工藝館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により、平成19年6月12日から同月17日までなら工藝館を休館します。

平成19年4月26日

奈良市長 藤原昭

(平成19年4月26日掲示済)

**奈良市告示第262号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年4月27日

奈良市長 藤原昭

申請者住所	奈良市四条大路一丁目3番27号
申請者氏名	株式会社ファーストホーム 代表取締役 梅原 寛克
道路の位置	奈良市秋篠町570番地の1
道路の幅員	最大5.0m 最小5.0m
道路の延長	31.65m
指定年月日	平成19年4月27日
指定番号	第18026号

(平成19年4月27日掲示済)

**奈良市告示第263号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年3月28日付け次のとおり指定したので告示します。

平成19年4月27日

奈良市長 藤原昭

医療機関名	薬剤師氏名	所在地
あい薬局六条店	居原田聰子	六条西四丁目7-10
アイリス薬局	杉本 明	北市町36-10
あじさい薬局	原田佐知子	藤ノ木台三丁目20-2-1
あしひ薬局赤田店	小泉 玲子	西大寺赤田町一丁目5-13
あしひ薬局菖蒲池店	立本 剛士	あやめ池南六丁目1-41
あしひ薬局北町店	藤澤 綾子	西大寺北町一丁目6-10
あしひ薬局富雄店	名古 里佳	三碓二丁目1-3
あすなろ薬局学園北店	前田 成美	学園北二丁目2-19 マードアイビル1F
市川薬局	美並 慶子	本子守町8
今小路薬局	櫻井 晶良	押上町31-1
春日薬局	市川 和男	角振町16
衣川薬局	衣川 みか	西大寺南町1-17
木下愛生堂薬局	濱田在輝子	福智院町22
ケンエ薬局	前田 紀子	富雄北一丁目3-5 第一キタダビル1F
サエラ薬局学園前店	高柳 洋幸	学園北一丁目9-1 パラディ学園前II 5F
さかもと薬局尼辻店	勝村美和子	尼辻中町10-27
さくら通り薬局	平野由美子	小西町2-1 ジャパンドビル1F
さくら薬局貴ヶ丘	谷口真由美	三碓三丁目11-1
サン薬局学園前店	井上智佳子	学園北一丁目14-13 メディカル学園前1F
サン薬局西大寺南店	山田貴美子	西大寺国見町一丁目 133-117
サン薬局新大宮店	三木 友紀	芝辻町四丁目2-3 田村ビル1F

サン薬局富雄北店	森田 健之	富雄川西二丁目707富雄川西メディカルビル
サン薬局平松店	村上ますみ	平松一丁目31-24 池田ビル
サン薬局宝来店	杉浦 清孝	宝来三丁目16-4
ショーワ薬局 JR奈良駅前店	岡本ますみ	三条本町2-20マツダ オフィスビル1F
ショーワ薬局 あやめ池駅前店	西川 直美	あやめ池南二丁目2-7
ショーワ薬局 あやめ池東店	田中 由香	あやめ池北三丁目1-32
スギ薬局学園前店	中垣 陽子	中山町西一丁目716-3ならコープ2階
つるまい薬局 登美ヶ丘店	池元 博	登美ヶ丘三丁目2-9
ヒカリ薬局	千田 由香	西大寺南町2番41-10 7号
平松薬局	平松 直樹	登美ヶ丘三丁目3-11
ファーマシー木のうた西ノ京店	山田久美子	六条西一丁目959
ファーマシー木のうた本店	大西多恵子	三条町472
ファーマシー木のうた薬局 JR奈良駅前店	小林 新祐	三条町499
薬局MMCファーマシー	松岡 敬子	六条町109-1
薬局セブンファーマシー右京店	片岡 加奈	右京四丁目12-3
薬局セブンファーマシー学園前店	山岸 知子	鶴舞東町2-26
薬局セブンファーマシー佐保店	城 陽子	法蓮佐保町635-1
薬局セブンファーマシー三条店	上田 里英	大宮町四丁目250
薬局セブンファーマシー新大宮店	秋田 俊子	大宮町六丁目9-6 新大宮ハイツ1F
薬局セブンファーマシー藤ノ木台店	行木 正剛	藤ノ木台三丁目3-26
薬局セブンファーマシー本店	藤本 裕子	神功二丁目14-16
薬局タケダ神殿店	岡田 喜規	神殿町297-2
ゆうき薬局	駒井 壽美	東紀寺町二丁目10-12
てるてる薬局	津田 憲男	神殿町694-3

(平成19年4月27日掲示済)

## 奈良市告示第264号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成19年4月27日

奈良市長 藤原昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
北井 祥三	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50-1	外科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成19年3月28日
辻本 賀洋	高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	泌尿器科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成19年3月28日

(平成19年4月27日掲示済)

## 奈良市告示第265号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成19年4月27日

奈良市長 藤原昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
梅木 健一	梅の木クリニック	奈良市尼辻中町10-25	整形外科	平成19年3月29日

(平成19年4月27日掲示済)

## 奈良市告示第266号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成19年4月27日

奈良市長 藤原昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
辻本 賀洋	高の原中央病院	奈良市右京一丁目3-3	泌尿器科	平成19年3月30日
丘田 英人	おかたに病院	奈良市南京終町一丁目25-1	内科	平成19年3月30日

(平成19年4月27日掲示済)

**訓令甲****奈良市訓令甲第11号**

府中一般

関係各所

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月26日

奈良市長 藤原昭

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部を改正する訓令

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程（昭和61年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法令遵守監察監

附 則

この訓令は、平成19年4月26日から施行する。

(平成19年4月26日掲示済)

**公平委員会**

奈良市公平委員会処務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月26日

奈良市公平委員会

委員長 森田 功

**奈良市公平委員会規則第2号**

奈良市公平委員会処務規則等の一部を改正する規則（奈良市公平委員会処務規則の一部改正）

第1条 奈良市公平委員会処務規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、主事及び主事補」を「及び主事」に改める。

（勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正）

第2条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「昭和」を削り、「職名」を「職」に改める。

別記様式第2号及び第3号中「昭和」を削る。

（不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正）

第3条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39年奈良市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記（様式第1号）中「昭和」を削る。

別記（様式第2号）から別記（様式第9号）までの規

定中「昭和」を削り、「（職名）」を「（職）」に改める。

別記（様式第10号）及び（様式第11号）中「昭和」を削る。

別記（様式第12号）中「昭和」を削り、「（職名）」を「（職）」に改める。

別記（様式第13号）中「昭和」を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年4月26日掲示済)

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月26日

奈良市公平委員会

委員長 森田 功

**奈良市公平委員会規則第1号**

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「公室長」を「政策監 法令遵守監察監 危機管理監 公室長」に、「部長 政策調整監」を「部長 会計管理者」に、「政策調整主幹」を「地区調整主幹」に、「館長 主査」を「館長 保育園長（都祁保育園長及び吐山保育園長を除く。） 主査」に、「事務吏員」を「事務職員」に改め、同表出納室の項中「出 納

室」を「会 計 課」に、「室長 室長補佐」を「課長 主幹 課長補佐」に、「係長及び秘書担当の主任」を「係長」に改める。

同表（備考）第3項を次のように改める。

3 この表中「会計課」とは奈良市会計課設置規則（昭和37年奈良市規則第9号）第1条に規定する機関をいう。

同表（備考）第11項を次のように改める。

11 この表中「主任」とは奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）別表第1職務の級に定める5級に限り、「職員」とは同表職務の級に定める1級を除く職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月26日掲示済)

**教育委員会****奈良市教育委員会告示第11号**

平成19年5月定期教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成19年4月27日

奈良市教育委員会  
委員長 小谷勝彦

- 1 日時  
平成19年5月8日(火)  
午後2時30分から
- 2 場所  
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件  
教育長報告  
(1) 「夢・教育プラン」中間報告について  
(2) 人事について  
(3) 小中一貫教育特区リーフレットについて  
(4) 地域とともに歩む学校づくり～平成18年度「学校評議員」「学校の自己評価」実施状況調査の結果～報告書について  
(5) 奈良市教育改革プログラム事業 平成18年度報告書について  
(6) 旧奈良市立水間小学校の所管換えについて  
議事  
議案第4号 奈良市高等学校等進学支度金支給要綱の一部改正について  
議案第5号 平成19年度奈良市立高等学校の教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱並びに任命について  
議案第6号 平成19年度奈良市立学校評議員の委嘱について  
議案第7号 奈良市少年指導センター運営委員会委員の委嘱について  
議案第8号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱又は任命について  
議案第9号 奈良市社会教育委員の委嘱について  
議案第10号 奈良市スポーツ振興審議会委員の一部任命について  
その他  
(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
5月～6月  
傍聴受付は、開催日の午後1時30分から午後2時20分まで、定員5名になり次第締め切ります。  
(平成19年4月27日掲示済)

正 誤

平成19年7月24日付け奈良市公報号外第16号

ページ	段	行	誤	正
8	左	13	五條三丁目の一部	五条三丁目の一部

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。